

---

# 領土帰属判断における関連要素の考慮

深町 朋子  
Fukamachi Tomoko

---

## はじめに

領土の帰属をめぐる紛争が国際裁判に付託されると、裁判所は当事国間の関係合意、主権の表示、黙認などに基づいて、いずれの当事国が係争地に対する領域権原 (title to territory) を有するかを決定する。その際、権原を直接に基礎付けるものではないが、しかし権原の存否の判断に影響を与えうる要素ないし事情をも、裁判所はさまざまに考慮している。例外的なケースではあるものの、条約や主権の表示などに基づく直接的な権原の判断が、証拠の不在等によって困難を極めた事例において、裁判不能を避けるために、関連要素の考慮に決定的な重みが与えられたこともある<sup>(1)</sup>。

しかしながら、国際法の概説書や教科書でそうした関連要素までを詳細に説明するのは難しく、わが国ではそれらをテーマにした論考も決して多くない。そのため、研究者の間でも必ずしも十分に認識が共有されているとは言えないところがあり、まして一般にはほとんど知られていないために、無用の混乱を招いている状況が散見されるように思われる<sup>(2)</sup>。そこで本稿では、諸々の関連要素のなかから時際法 (intertemporal law)、決定的期日 (critical date)、地理的要素、地図の4つを取り上げ<sup>(3)</sup>、比較的新しい判例における取り扱いに特に注目しつつ、各要素の内容を概観する。それにより、国際裁判における領土帰属判断の構造について理解を深める一助となることを目指す。

## 1 時際法

1928年のパルマス島事件仲裁判決において、単独裁判官M・フーバーは、「法的事実が、それをめぐる紛争の発生時点や解決時点において有効な法ではなく、当該事実と同時代の法に照らして評価されるべき」ことを、本件の両当事国(米国/オランダ)は認めていると指摘したうえで、「時期によって存在していた法体系が異なっている場合に、どの法体系が特定の事例に適用されるべきかという問題(いわゆる時際法)に関しては、権利の創設(creation)と権利の存在(existence)を区別しなければならない。ある権利を創設する行為を当該権利の発生時に有効であった法に従わせる原則と同じ原則が、権利の存在すなわちその継続的現われ(manifestation)が法の発展によって要求される諸条件に従うべきことを要求する」と述べた<sup>(4)</sup>。これら2つの引用箇所は、フーバーの時際法に含まれる2つの要素あるいは原則を示すものとされ、その関係性の理解と批判的検討が、国際法における時際法の議論の

中心を占めてきた。

フーバーの時際法に対する代表的批判とされるのは、P・ジェサップが同事件の評釈で示した見方である。ジェサップは第2の要素に注目し、それを、権利取得が同時代の法に従って有効に行なわれても、事後に当該法が変化した場合には、新しい法に基づく権利の再取得が必要となることを意味するものと解釈して、新しい法による過去の法的事実の評価を遡及的に認める不穏当な理論だと批判した<sup>(5)</sup>。このような立場に対しては、近年の論考で明確に指摘されているように<sup>(6)</sup>、「遡及効」が誤解であることを確認する必要があるだろう。新しい法によって評価されるのは、当該法と同時代における権利の存在を決定しうる行為や事実であって、その権利の創設を過去において決定した行為や事実ではないからである。

つまり、行為や事実に対する法の適用可能性を、「時間的理由に基づいて (*ratione temporis*) 決定する」<sup>(7)</sup> ための、「手続法 (*adjective law*) あるいは技術」<sup>(8)</sup> としての時際法そのものとしては、2つの要素は一貫した内容を示している。すなわち、行為や事実は、その時代の法によって評価されなければならないということである。そのうえで、ある行為や事実が継続的な法的関係を創設するものである場合には、当該関係が継続的に存在しているという事実が別途評価されることを、第2の要素は確認しているのであり、原則に対する例外を設定しているわけではない<sup>(9)</sup>。このような時際法が、国際法の諸分野でいかに機能するかは、条約法に関するウィーン条約の起草過程において、条約の解釈・適用の規則との関係が詳細に議論されたように<sup>(10)</sup>、各分野の実体法に照らした個別分析を通じて明らかとなる<sup>(11)</sup>。

パルマス島事件判決は、言うまでもなく領土の帰属をめぐる紛争事例であり、具体的にその創設と存在が問題とされた権利は領域主権であった。フーバーは、過去において有効に創設されたとみなしうる領域主権の継続的な存在を評価する法として、実効的支配という基準を用いることで、伝統的な喪失方式によらない領域主権の消滅可能性を認めた<sup>(12)</sup>。しかし、たとえば「遺棄は推定されえない」という規範の存在を認め、それを適用すべき実体法とみなすならば、結論は違ったものとなりうる。この点につき、2008年のペドラ・ブランカ事件国際司法裁判所 (ICJ) 判決で、ジョホール・スルタン国の有していたミドル・ロックスに対する原始権原 (*original title*) が、ジョホール・スルタン国の承継国であるマレーシアについても引き続き存在していると判断された際に、フーバーが領域主権の存在にとって不可欠とした実効的支配を示すような、国家権能の行使の有無は特に検討されなかったのは示唆的である<sup>(13)</sup>。領土帰属判断にかかわる実体法の多くが慣習国際法であることを考えれば、具体的にどのような規範が適用すべき同時代の法かは必ずしも自明でない。しかし、その同定の指針は時際法そのものによって与えられるわけではない。

同事件判決では、ジョホール・スルタン国がペドラ・ブランカに対して、「領域主権の継続的かつ (他国との関係において) 平穏な表示」を行なうことにより、少なくとも17世紀には領域主権を確立していたとの認定もなされた<sup>(14)</sup>。この認定をめぐっては、当時の国際法で領域主権概念は確立していたと言えるのか、あるいは非ヨーロッパ地域のいわゆる「現地の王」は領域主権の主体と捉えられていたのかなどの、適用されるべき同時代の国際法の同定をめぐる疑問を投げかけることが可能であろう。さらに、本稿で立ち入ることはで

きないものの、実はより根源的な問題の存在も指摘される。すなわち、当時の非ヨーロッパ地域には、国際法とは異なる「同時代の法」があったのではないかという疑問である。ここでは時際法を経由して、「いわば法体系間の法（あえて英訳すれば“intersystem law”）の問題」<sup>(15)</sup>が生じていると言えよう。

## 2 決定的期日

時際法と同様に、国際法の諸分野に関係する手続法あるいは技術としての側面をもつにもかかわらず、領土帰属や国境画定をめぐる裁判で特に注目され展開されてきたものとして、「決定的期日」の概念を挙げることができる。もっとも、決定的期日に言及している多くの判例や学説において、この概念は必ずしも単一の意味内容で把握されてきたわけではないように見受けられる。

まず、証拠能力に関する手続法として決定的期日を捉える見方がある<sup>(16)</sup>。すなわち、決定的期日とはそれ以降の事実に関する証拠を裁判所が考慮しない日を意味し、当事国の提出する膨大な証拠から一定の証拠を排除することをその機能とする。具体的に選択されるべき日付は、一般には当事国間で紛争が明確な争点に結晶化したときに求められ、以後になされた自国の法的立場を向上させるための行動に関する証拠は、排除すべき証拠とみなされる。そのような証拠を許容すれば、紛争の激化を招く可能性が高いからである<sup>(17)</sup>。したがって、決定的期日後の事実ないし行動でも、決定的期日前と本質的な相違のないものが継続的展開としてなされており、自己の法的立場を向上させる意図も伴っていない場合には、その証拠能力は否定されないと解される。ただし、こうした証拠に認められるのは、決定的期日あるいはそれ以前の時期に存在した当事国間の法的関係を明確化ないし確認する役割に限られる<sup>(18)</sup>。

他方で、実体的な適用法規あるいは領域権原に照らして、領土の帰属や国境線の画定が確定したと判断される時点を指して、決定的期日と呼称することも行なわれている。1992年の陸・島・海洋境界紛争事件ICJ判決に、その典型例がみられる。裁判所によれば、「両当事国（エルサルバドル／ホンジュラス）は本件における『決定的期日』について議論してきた。ウティ・ポシデティス・ユーリス（*uti possidetis juris*）原則に関しては、独立時の状況が常に決定力を有するのであり、端的に言ってそれ以外の決定的期日はありえないというような、ほとんど絶対的な言い方がなされることがある」。しかし、裁判所はそれを誤りであるとし、「より遅い決定的期日が、判決や国境条約から発生しうるのは明らか」であると述べた。具体的には、両当事国が1980年に締結した一般平和条約が国境線の一部を確立しているという理由により、当該部分については1980年が決定的期日とされた<sup>(19)</sup>。

このような意味における実体的な問題として決定的期日を捉えると、それをあらかじめ選択するのは困難になる。1966年のアルゼンチン＝チリ境界事件仲裁判決では、当事国の間に、決定的期日が厳格なものではなく、裁判所の評価に多くが委ねられており、しかもすべての目的につき同一とは限らないという認識の一致があったとされる。それを前提として仲裁法廷は、過去になされた国境画定に関する裁定の解釈・適用が問われている限り

では、決定的期日は当然に、同裁定が下された1902年もしくは遅くとも翌年の具体的境界設定 (demarcation) の時点となるが、しかし、同裁定および事後の経過にもかかわらず一部の国境線が未画定とみなされるか否かが問われている限りでは、決定的期日は紛争が付託された1964年となるとし、結局、「裁判所は本件では決定的期日の概念に有用性はないと考え、証拠に関わる行為の日付とは無関係に、提出されたすべての証拠を考慮した」<sup>(20)</sup>。

もっとも、実体的な問題として決定的期日を捉えることが、領土の帰属や国境線の画定が確定したと判断される時点をあらかじめ定めるというアプローチに限られてきたわけではない。というのも、エフェクティヴィテ (effectivités) を権原の構成要素ないし源として捉え<sup>(21)</sup>、各当事国によるエフェクティヴィテの比較に基づいて係争地の帰属を判断する場合には、どの時点までのエフェクティヴィテに領域主権を確立する効果を認めるかという実体的な問題として、決定的期日の選択が議論されてきているからである。

ICJによれば、このような事例では「紛争が結晶化した日付が重要である。なぜならば、主権者としての行為 (acts à titre de souverain) がなされたのが当該日付の前後いずれかによって、主権を確立または確認するために考慮される行為か、そうした目的にとっては一般に無価値な行為とみなされるかが区別されるからである」<sup>(22)</sup>。紛争の結晶化は、係争地の「主権に関する当事国間の見解の相違が明らかになった」<sup>(23)</sup> ときや、「両当事国が係争地への対立的請求を表明した」<sup>(24)</sup> ときに認められている。2007年のカリブ海における領土・海洋紛争事件ICJ判決では、海域の境界画定を求めるニカラグアの一方的提訴によって、裁判所への付託は1999年になされていたにもかかわらず、係争海域に存在する諸々の洲島への主権主張が初めて明示されたのは、2001年に提出された申述書においてであったとして、洲島の帰属に関する決定的期日は付託時よりも遅い2001年と判断された<sup>(25)</sup>。

### 3 地理的要素——島の帰属をめぐって

領土帰属紛争で考慮すべきと主張されてきた地理的要素にはいくつかの類型があるものの、本稿では紙幅の都合上、島の帰属をめぐって「地理的な近さ (geographical proximity)」あるいは「自然的一体性 (natural unity)」が考慮されうるとすれば、それはどのような文脈かつ態様においてかという点に絞って検討したい。具体的な状況としては、いわゆる本土と沖合の島の近接ないし一体性が問題になる場合と、複数の島同士の間接ないし一体性が問題になる場合とが考えられる<sup>(26)</sup>。

前者に関しては、ポルティコ・ドクトリン (portico doctrine)<sup>(27)</sup> や接続性の原則 (principle of contiguity)<sup>(28)</sup> の存在が指摘されることがある。これらは端的には、本土の海岸に近接する島は当該沿岸国に帰属するとの考えであるが、近接とは絶対的判断なのか相対的判断なのか、近接性そのものが権原となるのか、実効的支配が及ぶ範囲についての推定が生じるにとどまるのかなど、それ自体では不明な点も多く、国際法上の実定性があるとは言いがたい。

もっとも、1998年のエリトリアとイエメン間の仲裁判決 (第1段階) では、本土の海岸を起点とする領海内の島には当該沿岸国に帰属するという強い推定が働き、領海外の島についても相対的に近接する沿岸国への有利な推定が認められるとして、推定に依拠した帰属

判断が係争島嶼の一部に関して行なわれた<sup>(29)</sup>。これについては、次の2点を指摘しておく必要があるだろう。第1に、上記の判断は諸々の特殊事情および文脈に即してなされており<sup>(30)</sup>、本件をスタンダードな事例とみなすことは適切とは言えない。より近年のICJ判例では、一方当事国から12カイリ以内に位置している島であっても、他方当事国に帰属するとの判断が示され、推定の議論が考慮される余地はなかった<sup>(31)</sup>。第2に、同じくICJは、隣接国の沿岸30カイリから40カイリに浮かぶ洲島につき、地理的近接性に基づく領域権原の原始取得が主張された事例で、近接性をあくまでウティ・ポシデティスに基づく権原の解釈・適用において取り扱い、地理的近接性が独立の権原の源となりうるか否かといった観点からの考察は一切行なわなかった<sup>(32)</sup>。

他方、複数の島の近接ないし一体性については、距離の近さや住民の有無などを勘案して島々に法的な一体性が認められうること、その場合に主たる部分の地位に従って残余の地位も決定されることが、パルマス島事件判決で言及されたほか<sup>(33)</sup>、1953年のマンキエ・エクレオ事件ICJ判決でも、係争島嶼がチャンネル諸島の群島の一部として扱われたとの推定がなされた<sup>(34)</sup>。さらに、陸・島・海洋境界事件判決では、メアングラ (Meanguera) とメアングリータ (Meanguerita) の2島について、メアングリータの小ささ、無人であること、より大きなメアングラへの近接性から、メアングリータがメアングラの「従島 (“dependency”)」と位置付けられる結果、反証がない限り、メアングリータの法的地位はメアングラと同一であるとして別途の検討はなされなかった<sup>(35)</sup>。

しかしながら、一見すると自然的一体性の法的効果を積極的に認めているように思われるこれらの判例も、詳細に読めば異なる実情が明らかになる。パルマス島事件判決では、パルマス島自体は孤島とされたため、先述の箇所は単に一般論として言及されたにすぎない。実効的支配の開始と継続の局面を区別して、継続時には係争地全体への主権表示が必要との付言もなされた。マンキエ・エクレオ事件判決の場合も、いずれにせよ推定から確定的結論は導きえないとして、2島それぞれに対する主権の表示の検討へと論が進められた。最も直接的に一体性の原則に依拠したかにみえる陸・島・海洋境界事件判決についても、両当事国が2島の一体的取り扱いを一致して求めていたという事実に加えて、ウティ・ポシデティスが適用されているために、権原はスペインから承継取得されているとの法的前提が存在していた。つまり、実効的支配の有無および近接性に基づく推定の問題は、権原の存否のレベルではなく、独立時の行政区画線を特定するというウティ・ポシデティスの解釈・適用のレベルで取り扱われたにとどまるのである。

複数の島の近接ないし一体性との関連では、以上のほかに、条約に規定された「付属島嶼」という文言の解釈が問題になることがある。これについては、2012年のニカラグアとコロンビア間の領土・海洋紛争事件ICJ判決で、次のような理解が示されている。すなわち、関連合意による具体的指示がある場合には、解釈はそれに従う。ない場合には、少なくとも条約で特定の言及された島に最も近い島嶼は「付属島嶼」に含まれると理解される一方で、距離が遠い島は含まれる可能性が低いと言える。ただし、地理的位置のみで解釈が確定されるわけではなく、歴史的な史資料によって意味が明確になる場合もある<sup>(36)</sup>。

#### 4 地図の機能

領土帰属や国境確定をめぐる国際裁判では、当事国から多数の地図が提出されるだけでなく、特定の地図が「決定的な証拠」と主張されることも稀ではない。そのため、領域権原や国境線の立証と判断における地図の機能については、多くの判決で言及や議論がなされるとともに、学説による分析も重ねられてきた<sup>(37)</sup>。それらによれば、地図が割譲条約や国境画定条約のような当事国間の合意と一体化しているとみなされる場合と、それ以外の場合とを区別して考えなければならない。

まず、当事国間の関係合意と一体化している地図については、当事国の意思の物理的な表象として、当該合意に認められる「領域的な諸権利を確立するための固有の法的力」を獲得する可能性がある。たとえば、当事国の合意に基づき設立された混合国境委員会の作成した地図が、最終的に締結された国境画定条約において当該条約の附属地図と位置付けられているときに、裁判所が地図上の記載を直接の根拠として、領土の帰属あるいは国境線の位置を判断するような場合である<sup>(38)</sup>。

地図と合意との一体化は、そうした明示の条約規定による附属以外に、国境画定の一連の過程からも生じうるとみなされている。代表的な例は1962年のプレア・ビヘア寺院事件ICJ判決である。同事件では、混合国境画定委員会によって作成も承認もされておらず、条約に附属していてもいない地図が、黙認などの行為を通じて両当事国（カンボジア／タイ）に受諾された結果として、条約による解決に組み入れられ、その不可分の一体となったと判断された。そのうえでICJは、一体化された条約の解釈として、条約の文言で規定された「分水嶺」とは異なる地図上の国境線を、両当事国間の国境線と結論付けた<sup>(39)</sup>。

もっとも、実際のところ、裁判所に提出される地図で上記のカテゴリーに該当するものはごくわずかであり、上述の機能が認められるのはむしろ例外的である。それらを除く地図一般については、他の証拠によって得られた結論を確認あるいは補強するという限定的役割のみを果たしうるとの抑制的な見方ないし立場が、裁判所と学説の両者によって繰り返し表明されている。特に重要なのは、1986年のブルキナファソとマリ間の国境紛争事件ICJ判決において、裁判所が地図の証拠力に関して「原則の陳述」を行なった箇所<sup>(40)</sup>、この部分は非常に多数の判例で引用あるいは依拠されている。諸判例において地図が立証に関係した具体的状況としては、条約の解釈<sup>(41)</sup>、管轄権行使（*exercise of jurisdiction*）の証拠との比較<sup>(42)</sup>、当事国による不利な自認（*admission*）や黙認の有無の検討<sup>(43)</sup>、一定の地理的事実の確定などを挙げることができる。

注意しなければならないのは、どのような機能であれ、個々の地図についてそれを認めることができるか否かは、諸々の基準に照らして判断される各地図の証拠価値に大きく依存するという点である。すなわち、当該地図の「出所（*provenance*）、縮尺および品質、他の地図との一貫性、当事国による利用状況、公知性の程度、当該地図によって不利な影響を受ける側が利用してきたかどうか、地図を作製した側の利益に反する度合い」<sup>(44)</sup>などが、総合的に勘案されることになる。

たとえば、地図の出所としては、当事国のものか第三国のものかに加えて、作成者が公的機関か私人かが区別され、たとえ当事国政府の一部門が作成していても、明確な権限付与と政府による採用がなければ証拠価値は減じられる。第三国の地図や縮尺の小さい地図は通常は証拠価値が低いが、第三国の公的地図が一方当事国に不利な記載をしているにもかかわらず、当該国から修正要請等の反応がなされていない場合には、証拠価値が高まる可能性がある<sup>(45)</sup>。これらの検討の結果として、当事国の提出した膨大な地図の大部分が裁判所の考慮外となることは決して珍しくない。

近年の判例では以前と比較して、地図がより重視され決定的重要性をもつようになっていくと指摘されることがある<sup>(46)</sup>。しかし、裁判所が認める地図の機能や証拠価値の評価基準の変化を、判例研究からみてとれるようには思われない。裁判において地図の重要性が高まっているとすれば、それはむしろ科学技術の発展が地図の確度や客観性の向上に寄与した結果、地図の信頼性や証拠価値の向上につながったものと解すべきであろう<sup>(47)</sup>。

### むすびにかえて

領土の帰属をめぐる紛争において適用が主張される関連要素は多岐にわたり、本稿ではその一部を検討することができたにすぎない。しかし、この限られた試みによっても、国際裁判の場における関連要素の考慮が、各紛争の事実関係や証拠の状況といった個別事情に大きく依存していることは示されただろう。すべての関連要素について、判例における種々の考慮態様を、過度な一般化を避けつつ、他の紛争事例にとって参照可能な一定の基準に整理するのは、非常に難しい課題である。それでも、一面的な判例の援用が論争の原因となりうることを考えれば、総体的かつ緻密な分析に向けて努力を継続することが重要と思われる。

- (1) 1998年のエリトリアとイエメン間の仲裁判決（第1段階）。詳細は後述する。
- (2) 松井芳郎「尖閣諸島について考える——国際法の観点から(1)」『法律時報』85巻1号（2013年）、76-77ページを参照。
- (3) 考慮されてきた関連要素を本稿で網羅することは、紙幅の面からも難しいと判断した。たとえば、自決原則や武力行使禁止原則のような国際法の基本原則も、関連要素に含まれると言われる。M. G. Kohen and M. Hébié, "Territory, Acquisition," in R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. IX, Oxford: Oxford University Press, 2012, pp. 895-896.
- (4) *Reports of International Arbitral Awards (R.I.A.A.)*, Vol. II, p. 845.
- (5) P. C. Jessup, "The Palmas Island Arbitration," *American Journal of International Law (A.J.I.L.)*, Vol. 22 (1928), pp. 739-740.
- (6) 許淑娟『領域権原論——領域支配の実効性と正当性』、東京大学出版会、2012年、166-169ページ。
- (7) U. Linderfalk, "The Application of International Legal Norms over Time," *Netherlands International Law Review*, Vol. 58 (2011), p. 152.
- (8) H. Thirlway, "The Law and Procedure of the International Court of Justice, 1960-1989: Part One," *British Yearbook of International Law (B.Y.I.L.)*, Vol. 60 (1989), p. 130.
- (9) Linderfalk, *supra* n. 7, pp.152-158. リンデルファルクは継続的な法的関係の例として、船舶の国籍、条約関係、領域に対する主権の権原などを挙げている。

- (10) 松井芳郎「条約解釈における統合の原理——条約法条約31条3(c)を中心に」、坂元茂樹編『国際立法の最前線——藤田久一先生古稀記念』、有信堂高文社、2009年、101-135ページを参照。
- (11) たとえば国家責任法分野では以下を参照。T. Tavernier, “Relevance of the Intertemporal Law,” in J. Crawford, A. Pellet, and S. Olleson (eds.), *The Law of International Responsibility*, Oxford: Oxford University Press, 2010, pp. 397-403.
- (12) *R.I.A.A.*, Vol. II, pp. 845-846. 許、前掲書、126-131ページをも参照。
- (13) *I.C.J. Reports*, 2008, p. 99, paras. 288-290. ただし本件では、「遺棄は推定されえない」という規則への明示的な依拠もなされていない。
- (14) *Ibid.*, pp. 35-37, paras. 60-69.
- (15) 松井芳郎「尖閣諸島について考える——国際法の観点から(2)」『法律時報』85巻2号(2013年)、67ページ。
- (16) たとえば以下を参照。W. M. Reisman, “The Government of the State of Eritrea and the Government of the Republic of Yemen. Award of the Arbitral Tribunal in the First Stage of the Proceedings (Territorial Sovereignty and Scope of the Dispute),” *A.J.I.L.*, Vol. 98 (1999), pp. 677-678. なお、決定的期日概念の嚆矢も時際法と同様にパルマス島事件判決に求めるのが一般的だが、証拠の排除機能を軸にした概念把握はマンキエ・エクレオ事件ICJ判決を契機とすることについて、許、前掲書、172-176ページを参照。
- (17) G. Fitzmaurice, “The Law and Procedure of the International Court of Justice, 1951-54: Points of Substantive Law. Part II,” *B.Y.I.L.*, Vol. 32 (1955-56), p. 6.
- (18) D. Bardonnet, “Les faits postérieurs à la date critique dans les différences territoriaux et frontalières,” *Le droit international au service de la paix, de la justice et du développement: Mélanges Michel Virally*, Paris: Pedone, 1991, pp. 63-78.
- (19) *I.C.J. Reports*, 1992, p. 401, para. 67.
- (20) *R.I.A.A.*, Vol. XVI, p. 167. この部分は、エリトリアとイエメン間の仲裁判決(第1段階)に引用されている。Award of the Arbitral Tribunal in the First Stage of the Proceedings (Territorial Sovereignty and Scope of the Dispute) (Eritrea/Yemen), 9 October 1998, available at [http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag\\_id=1160](http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1160) (as of 15 July 2013), para. 95 [hereinafter *Eritrea/Yemen*]. これら2つの仲裁判決は、決定的期日を定めなかった事例として引用されることが多い。しかし、証拠能力に関する手続法としての決定的期日と、実体的に選択される決定的期日という視点をもつとき、仲裁判断や事後の評価には検討すべき点があるようにも思われる。
- (21) 許、前掲書、253-299ページを参照。
- (22) 領土・海洋紛争事件(ニカラグア対コロンビア) ICJ判決。Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), 19 November 2012, Judgement, available at <http://www.icj-cij.org/docket/files/124/17164.pdf> (as of 15 July 2013), p. 29, para. 67 [hereinafter *Nicaragua v. Colombia*].
- (23) *Ibid.*, p. 30, para. 71.
- (24) リギタン・シパダン島主権事件ICJ判決。*I.C.J. Reports*, 2002, p. 682, para. 135.
- (25) *I.C.J. Reports*, 2007, p. 700, para. 129.
- (26) もちろん、わが国の名を挙げるまでもなく、本土が島である国も多いことから、両者の区別は相対的なものにとどまる。
- (27) ポルティコとは柱廊を意味する。1805年のアナ号事件判決に由来する表現とされるが、判決文では「沖積土と増加の原則」が明確に言及されていることから、同事件自体は添付という領域主権の取得方式に関する先例とみるのが適切だろう。もっとも、この事件の主題は島の領有権ではなかった。*The “Anna”* (La Porte), 5 C. Rob. 373, *English Reports*, Vol. 165 (1805), pp. 809-817.
- (28) 太寿堂鼎『領土帰属の国際法』、東信堂、1998年、105-113ページを参照。
- (29) 該当するのはモハバカ諸島(The Mohabbakahs)とヘイコック諸島(The Haycocks)である。



*Eritrea/Yemen*, supra n. 20, paras. 460–484.

- (30) 1点だけ挙げると、関連合意とされた1923年のローザンヌ条約6条によって、領海内の島が沿岸国に帰属することが予定されていた。Ibid, para. 472.
- (31) ベドラ・ブランカ事件判決やカタル＝バーレーン海洋境界画定・領土問題事件ICJ判決を参照。*I.C.J. Reports*, 2008, pp. 29–96, paras. 37–277; *I.C.J. Reports*, 2001, pp. 70–85, paras. 98–148.
- (32) カリブ海における領土・海洋紛争事件判決。*I.C.J. Reports*, 2007, p. 687 and pp. 704–711, para. 75 and paras. 146–167.
- (33) *R.I.A.A.*, Vol. II, p. 855.
- (34) *I.C.J. Reports*, 1953, p. 54.
- (35) *I.C.J. Reports*, 1992, p. 579, paras. 367–368.
- (36) *Nicaragua v. Colombia*, supra n. 22, paras. 52–56.
- (37) 邦語では以下を参照。東壽太郎「国境紛争と地図（一）（二）」『神奈川法学』1巻2号（1966年）、1–26ページおよび2巻1号（1966年）、15–37ページ、荒木教夫「領土・国境紛争における地図の機能」『早稲田法学』74巻3号（1999年）、1–25ページ。
- (38) 2002年のエリトリア＝エチオピア境界画定決定を参照。*R.I.A.A.*, Vol. XXV, pp. 118–132. ほかにも、2013年にICJが判決を下したブルキナファソとニジェール間の国境紛争事件にみられるように、当事国間の国境線を示すものとして、条約本文で特定の地図への依拠が定められることもある。*Frontier Dispute (Burkina Faso/Niger)*, 16 April 2013, Judgement, available at <http://www.icj-cij.org/docket/files/149/17306.pdf> (as of 15 July 2013), paras. 60–69.
- (39) *I.C.J. Reports*, 1962, pp. 22–35.
- (40) *I.C.J. Reports*, 1986, p. 486, para. 54.
- (41) たとえば、カメルーン＝ナイジェリア領土・海洋境界事件ICJ判決を参照。*I.C.J. Reports*, 2002, pp. 66–68, paras. 97–102.
- (42) 1968年のインド＝パキスタン西部国境事件仲裁判決。*R.I.A.A.*, Vol. XVII, pp. 535–570.
- (43) マンキエ・エクレオ事件判決では、マンキエ諸島を「英国所有の」と表現した英国外務省宛てフランス外務大臣書簡と、同諸島を英国領としていた同封の海図が、当時のフランス政府の認識を示すものと認められた。*I.C.J. Reports*, 1953, p. 71.
- (44) エリトリア＝エチオピア境界画定決定。*R.I.A.A.*, Vol. XXV, p. 26, para. 3.21.
- (45) 地図にはしばしば、「この地図を国境画定についての権威（authority）とみなしてはならない」等の文言が付されている。この種の「免責条項（disclaimer）」は、当該地図の証拠価値を下げる効果をもたらすが、しかし証拠能力を奪うことまではできないと考えられている。他方で、地図が不利に働く可能性のある側の当事国にとっては、免責条項が存在するからといって、問題となる地図上の表示に抗議する必要性が減少するわけではないとも指摘されている。Ibid, p. 28, paras. 3.26–3.28.
- (46) H. K. Lee, “Mapping the Law of Legalizing Maps: The Implications of the Emerging Rule on Map Evidence in International Law,” *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol. 14 (2005), pp. 164–175.
- (47) 荒木、前掲論文、23–24ページ; V. Prescott and G. D. Triggs, *International Frontiers and Boundaries: Law, Politics and Geography*, Leiden: Martinus Nijhoff, 2008, p. 192.